

警視庁通訳センター運営規程

平成元年 3 月 29 日

訓 令 甲 第 6 号

存 続 期 間

〔沿革〕 平成 4 年 10 月 訓令甲第 28 号 (い)

7 年 3 月 同第 12 号 (ろ)

12 年 3 月 同第 17 号 (は)

14 年 3 月 同第 10 号 (に)

16 年 5 月 同第 17 号 (ほ)

28 年 3 月 同第 3 号 (へ) 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、警視庁通訳センター（以下「通訳センター」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠)

第 2 条 通訳センターの運営については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(任務)

第 3 条 通訳センターは、警察活動の円滑な遂行に資するため、通訳・翻訳業務（以下「通訳業務等」という。）の迅速・的確な処理に当たるとともに、警視庁職員の外国語能力の向上を図ることを任務とする。

(所長の責務)

第 4 条 通訳センターの所長（以下「所長」という。）は、教養課長の指揮を受け、通訳センターの事務を掌理し、その適正な運営に努めなければならない。

第 5 条 削除 (い、ろ)

(職員の勤務制)

第 6 条 通訳センターの職員（以下「職員」という。）の勤務制は、次のとおりとする。

(い、ろ、は、ほ)

- (1) 所長、係長及び教養課長の指定する職員は、毎日制勤務とする。
- (2) 前号以外の職員は、10 部交替制勤務とする。

(取扱責任者等の指定)

第 7 条 所属長は、通訳業務等に関する事務の適正を期するため、取扱責任者及び取扱主任者を置くものとする。(へ)

(通訳業務等の要請)

第 8 条 通訳業務等の要請は、電話又は書面により通訳センターに行うものとする。

(通訳業務等の処理)

第 9 条 所長は、前条による要請を受理した場合は、速やかに職員を運用し、又は必要により部外に委託して通訳業務等に当たるものとする。

(外国語教養)

第 10 条 所長は、警視庁教養規程（平成 14 年 3 月 26 日訓令甲第 9 号）に基づき、外国語教養の充実強化に努めるものとする。(ろ、に)

(職員の心得)

第 11 条 職員は、常に実務能力の向上に努め、自主積極的な勤務により、任務の適切な遂行に当たらなければならない。

(備付文書簿冊等)

第 12 条 通訳センターには、運営日誌その他必要な文書簿冊等を備え付けるものとする。

(細部事項)

第 13 条 この規程を運用するために必要な細部事項は、警務部長が定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成元年 4 月 1 日から施行する。